

## 第41回

### 日本は先進国のなかで最も時間的に不利な国

(2007/12/25)

11月の第3木曜日は、ボージョレ・ヌーボーの解禁日だ。2007年の解禁日は11月15日だったが、日本人であることを幸せに感じた人もいよう。日本は、時差の関係上、先進国のなかで最も早くその日を迎える。

ところが、知財の世界では時差が不利に働くことがある。日本は日付変更線のすぐ西側に位置するため、他国との関係において出願日の先後判断などで、手続き上損をする可能性があるからだ。

今回のコラムでは、日時にまつわる知財制度上の問題や事例に触れつつ、国際的な日時統一のあり方について提言したい。

#### 知財の世界はタイムスタンプが重要

出願の先後判断や書類の締め切りは、日付が基準になる。時間までは問われない。知財の世界では、出願日は特に重要だ。特許権などの権利を取得しようとする者は、いち早く出願しなくてはならない。すなわち、古い日付に価値があるのだ。

同日出願が実際にあることは、本コラムの第37回でも触れた通りであるが、異なる日に出願したにもかかわらず、同日扱いされると問題だ。実は、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度を利用すると、この問題にぶつかる可能性がある。

国際出願制度とは、1つの国際出願を1カ所にするによって、出願人が保護を希望するすべての国（PCT締約国の中から複数指定可能）の国内出願と同等の効果を認める制度だ。その際、国際出願を受理した国のタイムスタンプ（日付）が、国際出願日として各指定国でも採用される。

例えば、日本時間12月25日に、日本とアメリカを指定して日本特許庁に国際出願すると、日本とアメリカとで12月25日が出願日として採用される。一方、日本時間で翌日の12月26日（アメリカ時間の25日のうち）に、日本とアメリカを指定してアメリカ特許商標庁に国際出願しても、アメリカのみならず日本においても12月25日が出願日として採用してもらえる。つまり、アメリカ特許商標庁に出願すると1日「得」するのだ。

事実、筆者が国際出願制度の利用について調査した結果、アメリカ経由で出願する日本企業が多いことが分かった。言語や手続き上の差異はあるにせよ、日本企業がアメリカ経由で出願する割合は、アメリカ企業が日本経由で出願する割合に比べて1けた多いのである。

特許事務所にヒアリングしたところ、クライアントからの出願要求期日に間に合わないときには、海外の提携事務所に依頼して国際出願するケースが実際にあるそうだ。ただし、アメリカ経由の出願が多い理由はそれだけではないようだ（アメリカ国内での発明は、6カ月間許可なく外国に出願できないとする米国特許法184条等の関係）。

#### 時間までもが問題になるケース

出願の先後は「日」で判断されるが（特許法第 39 条）、新規性や進歩性の根拠については「時分」まで関係するのでさらに複雑な話になる。日本の特許法では、わずかな時間でも出願前に公知になっている発明は特許にならないのだ（特許法第 29 条 1 項）。

例えば、日本国内の手続きだけを考えたとして、ある日の午前中に公知になった技術をその日の午後に出願すれば、新規性なしと判断される可能性がある。特許出願などは業界内で「1 日でも早く出願」という表現をよく耳にするが、正確には、「一刻でも早く出願」すべきなのである。

ところで、「時分」までもが問題になるケースにおいて、各国の特許庁はどのような時間基準で判断しているのだろうか。日本など先進国の特許制度では、公知範囲について世界主義（出願前に世界のいずれかで公知になった発明は特許にしない）を採用している。

もし、すべての事象について、現地時間を採用すると、例えば日本で出願した後に、出願人本人が展示会で発表（公知）し、それがアメリカに同時中継されてしてしまうと、アメリカ時間では出願前に公知になったことになる。これで特許が成立しないとすると、日本人は多大な不利益を被ることになる。

日本特許庁に聞いたところ、刊行物による公知については外国における頒布時間を日本時間に換算して判断するそうなので（審査基準第Ⅱ部第 2 章 1.2.1 参照）一安心だが、他国での特許審査では、単純にすべての事象について現地時間を基準に審査をしている可能性もあるので留意したい。

## 郵政民営化の影響

知財に関する手続きは、オンラインが主流であるが、郵便でも構わない。いずれにしても、特許庁の受付タイムスタンプが重要である。特許制度など知財制度の基本は、特許庁に書類が到達した日時に提出の効果を認める到達主義である。

ただ日本では、願書や期限が決められている手続きについて、特許庁と当事者との地理的不平等を排除するため発信主義（書類を郵送した日時に効力）が認められている（特許法第 19 条）。この場合には、郵便物発送の際に窓口で受け取る受領証や通信日付印が効いてくる。ただし、日付印が不明瞭なときは到達日が採用される。

郵政民営化と知財とは一見関係なさそうであるが、民営化によって特許法が改正された。郵政公社の民営化に伴う郵便法改正によって、小包が郵便物ではなくなり、2007 年 10 月以降、小包については発信主義が採用されないことになった。

意匠登録出願において、ひな形や見本を提出する場合などに注意が必要であり、特許庁や日本弁理士会より、企業や特許事務所などに注意を喚起する連絡がまわっている。

## 国際的に日時を統一すべき

経済や情報社会がグローバル化し、インターネットが普及した現代において、現地時間をベースに判断・審査をする特許制度のあり方に疑問を感じる。

国際出願制度に関連する手続き・審査については、協定世界時（UTC）をベースにすべきである。ちなみに、宇宙ステーション内での実験に基づく発明は、協定世界時をベースに管理されているようだ。

少なくとも、日本特許庁での競合出願の先後判断において、外国で受理された国際出願（日本を指定）経由によって日本国内に移行してきた出願については、日本に直接出願した場合が不利

にならないよう、出願日を日本時間に換算して取り扱うべきである。パリ条約に基づく優先権制度（本コラム第27回参照）についても同様である。

「時間は平等」などと一般にいわれているが、日本人が世界的な知財の枠組みで不利な扱いを受けるのは避けたいところだ。「たかが1日されど1日」、知財の世界では大きく運命を分けることがある。日本が知財立国を目指す上で、大きなハンデを背負うことがないように願いたい。